

都内障害福祉サービス施設・事業所設置者 御担当者様

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課長 東條 左絵子

令和 5 年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業
補助金に係る変更交付申請書及び実績報告書の提出について

日頃より、東京都の障害者施策の推進に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。
標記補助金につきましては、令和 6 年 1 月 1 6 日、令和 6 年 1 月 2 4 日、及び令和 6 年 2 月 2 日
付けで交付決定通知を発出したところですが、変更交付申請書及び実績報告書につきまして、下
記のとおり提出をお願いいたします。

記

- 1 変更交付申請書（必要な法人のみ） ※詳細は、別紙 1 を参照してください。
提出期限：令和 6 年 2 月 2 7 日（火）※郵送、必着

- 2 実績報告書（全法人） ※詳細は、別紙 2 を参照してください。
提出期限

納品及び支払の完了日	提出期限 <u>※郵送・必着厳守でお願いします</u>	補助金支給時期 (予定)
令和 5 年 4 月 1 日 ～令和 6 年 2 月 2 9 日	令和 6 年 3 月 1 3 日（水曜日）	令和 6 年 4 月～5 月予定
令和 6 年 3 月 1 日 ～令和 6 年 3 月 3 1 日	令和 6 年 4 月 1 0 日（水曜日）	

※ 2 月 2 9 日までに年度内の支払いが全て終わっている場合は、原則として 3 月 1 3 日までにご提出ください。また、いずれかの申請物の支払いが 3 月に残っている場合は、4 月 1 0 日までにご提出ください。

3 提出書類

提出書類一覧及び提出様式等の関係書類は、以下の「東京都障害者サービス情報」のホームページに、掲載しております。

U R L <https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=105-005>

4 提出方法

変更交付申請書、及び実績報告書を以下の方法により、下記送付先まで郵送にてご提出ください。

※来庁されての持込や、F A X ・ メールによる提出は、受け付けておりません。

※受理の連絡はいたしませんので、必要に応じて配達記録等を利用してください。

【送付先】

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号都庁第一本庁舎 3 1 階

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当 宛

※提出用封筒の表面に「デジタル技術支援事業交付申請書在中」と記載して下さい。

5 今後のスケジュール

事項	時期
変更交付申請	令和 6 年 2 月 2 7 日（火曜日）まで
実績報告 （2 月までに全経費の支払及び納品が完了した法人）	令和 6 年 3 月 1 3 日（水曜日）まで
実績報告 （3 月までに全経費の支払及び納品が完了した法人）	令和 6 年 4 月 1 0 日（水曜日）まで
額の確定通知書の発送	令和 6 年 5 月上旬から中旬
補助金支払い	令和 6 年 4 月～ 5 月末

変更交付申請書（必要な法人のみ）

やむを得ず、交付決定額の引き上げが必要な場合のみ、変更交付申請書の提出をお願いします。

※ 当初の交付申請時に計上されていなかった経費を新たに計上することは原則として認められません。変更交付申請書の提出が可能なケースについては下記 2 をご確認ください。

1 提出書類

「令和 5 年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金 提出書類一覧（変更交付申請時）」のとおり

2 変更交付申請書の提出が可能なケース

- （1）システム（ソフトウェアやクラウドサービス）をやむを得ず変更する場合
 - （2）タブレット端末等について、物価高騰による価格改定や購入先の変更等を行うことにより、交付決定額の引上げが必要となる場合
- ※いずれも適切な理由が必要です。
- ※変更理由が適切と認められない場合や提出期限を過ぎての申請は、変更交付申請が認められず、補助対象外となる可能性もあります。

3 提出方法

- （1）書類の作成に当たっての留意事項を、「令和 5 年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金交付申請書及び実績報告書作成の手引き」に記載しておりますので、必ず御確認ください。
- （2）必要書類を別紙「令和 5 年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金のファイル作成方法」に従って、**フラットファイルに綴じて提出してください。**
- （3）提出用封筒の表面に、「デジタル補助事業 提出書類在中」と明記し、宛名に下記「送付先」を記載してください。
- （4）来庁されての持込や、FAX・メールによる提出は、受け付けておりません。
- （5）受理の連絡はいたしませんので、必要に応じて配達記録等を利用してください。

4 書類送付先

〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
第一本庁舎 31 階南側
東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当 行

5 事業内容や書類の作成に関する問い合わせ

以下の問合せフォームから御質問をお願いいたします。

【問合せフォーム 令和5年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1685415300293>

※問い合わせ前に、Q & Aに同様の質問がないかを必ず御確認ください。

※補助対象事業者以外の者（ベンダー等）からの御質問には、お答えできません。

※御質問には、電話にて順次担当者より回答させていただきますので、回答までにお時間を頂戴する場合があります。

実績報告書（全法人）

納品及び支払いが完了しましたら、実績報告書の提出をお願いします。

1 提出書類

「令和5年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金 提出書類一覧（実績報告時）」のとおり

2 書類の提出方法

- (1) 書類の作成に当たっての留意事項を、「令和5年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金交付申請書及び実績報告書作成の手引き」に記載しておりますので、必ず御確認ください。
- (2) 必要書類を別紙「令和5年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金のファイル作成方法」に従って、**フラットファイルに綴じて提出してください。**
- (3) 提出用封筒の表面に、「デジタル補助事業 提出書類在中」と明記し、宛名に下記「送付先」を記載してください。
- (4) 郵送での提出のみ受け付けております。来庁での持ち込みは受け付けておりません。
- (5) 受理の連絡はいたしませんので、必要に応じて配達記録等を利用してください。

3 書類送付先

〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
第一本庁舎31階南側
東京都 福祉局 障害者施策推進部 地域生活支援課 在宅支援担当 デジタル補助事業担当行

4 事業内容や書類の作成に関する問い合わせ

以下の問合せフォームから御質問をお願いいたします。

【問合せフォーム 令和5年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1685415300293>

※問い合わせ前に、Q&Aに同様の質問がないかを必ず御確認ください。

※補助対象事業者以外の者（ベンダー等）からの御質問には、お答えできません。

※御質問には、電話にて順次担当者より回答させていただきますので、回答までにお時間を頂戴する場合があります。

5 その他

実績報告書の対象経費等の内容について、万が一、交付申請時点の内容と齟齬が生じた場

合は、補助金を支給できない場合があります。

交付決定後、購入を予定していたソフトウェア等に変更が生じた場合の考え方は、「令和5年度デジタル技術を活用した障害福祉サービス事業所等支援事業補助金交付申請書及び実績報告書作成の手引き」に掲載しておりますので、御確認ください。

【担当】

東京都福祉局 障害者施策推進部
地域生活支援課 障害福祉人材担当